

# 訪問看護重要事項説明書

(令和7年1月1日現在)



## I 訪問看護事業者の概要

法人名称	株式会社 福朗	
代表者	長谷川 幸恵	
所在地	(住所)	名古屋市熱田区明野町15番25号ハイツ八千代102号
	(電話)	052-211-9886
	(FAX)	052-211-9887
設立年月日	令和2年8月7日	

## II 事業所の概要

### ①事業所の所在地

事業所名称	訪問看護リハビリほっとステーション	
管理者	長谷川 幸恵	
所在地	(住所)	名古屋市熱田区明野町15番25号ハイツ八千代102号
	(電話)	052-211-9886
	(FAX)	052-211-9887
事業内容	訪問看護事業・介護予防訪問看護事業	
介護保険事業所番号	2360990218	
通常の事業の実施地域	熱田区、中川区、港区、昭和区、中区、南区、瑞穂区、中村区	

### ②事業の目的と運営の方針

#### 事業の目的

株式会社福朗が開設する訪問看護リハビリほっとステーション（以下「事業所」という。）が訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある方に対し適正な事業を提供することを目的とする。

#### 運営の方針

- 1) 事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。また、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### ③事業所の職員体制

職種	人員	常勤換算	備考
看護師	常勤 2名/非常勤 1名	2.5名	管理業務を行うものを含む
准看護師	常勤 名/非常勤 名	名	
理学・作業療法士・言語聴覚士	常勤 2名/非常勤 名	2名	
事務担当職員	常勤 名/非常勤 1名	0.2名	

### ④営業日及び営業時間

サービス種類	平日（月～金）	土日
訪問看護	午前8時30分から午後5時30分	休み

※国民の休日及び12月29日から1月3日はお休みいたします。

※サービス提供時間は24時間365日 電話等により、24時間常時連絡可能な体制としています。

連絡先：営業時間内 052-211-9886 時間外連絡先：080-3018-4455

### Ⅲ サービスの内容

当事業所がお客様にサービスを行うサービスは以下の通りです。

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事および排泄機能等の日常生活の世話
- ④床ずれ予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩そのほか医師の指示による医療処置

※保険種類にかかわらず理学療法士等による訪問は訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに実施する訪問となるため、リハビリテーションのみをご希望の場合でも、定期的に看護師による訪問をさせていただきます。

\*理学療法士等をご利用の場合「通所リハビリテーションのみでは家屋内での日常生活動作が困難である場合」にご利用が可能となります。

### Ⅳ 費用

- ①基本単価（介護報酬） 名古屋市は厚生労働省の定める地域基準で3級地に当てはまり、1単位11.05円になります。  
公的介護保険を利用した場合のお客様の負担額は1割から3割です。

所要時間	単位数/回	サービス総費用/円	お客様負担/円
要介護			
<input type="checkbox"/> 20分未満	314単位	3469円	347円
<input type="checkbox"/> 30分未満	471単位	5204円	521円
<input type="checkbox"/> 30分～60分未満	821単位	9072円	908円
<input type="checkbox"/> 60分から90分未満	1128単位	12464円	1247円
<input type="checkbox"/> 90分超えるサービス加算	300単位	3315円	332円
<input type="checkbox"/> 1回あたり（理学療法士等）	294単位	3248円	325円
※理学療法士等1日3回以上は90/100			

所要時間	単位数/回	サービス総費用/円	お客様負担/円
要支援			
<input type="checkbox"/> 20分未満	303単位	3348円	335円
<input type="checkbox"/> 30分未満	451単位	4983円	499円
<input type="checkbox"/> 30分～60分未満	794単位	8773円	878円
<input type="checkbox"/> 60分から90分未満	1087単位	12044円	1205円
<input type="checkbox"/> 90分超えるサービス加算	300単位	3315円	332円
<input type="checkbox"/> 1回あたり（理学療法士等）	283単位	3127円	313円
※理学療法士等1日3回以上は50/100			

\*介護予防訪問看護において、理学療法士等の利用について、利用開始日に属する月から12カ月超えた場合1回について5単位減ります。

## ②加算減算（介護報酬）

加算の種類	単位数	要件
<input type="checkbox"/> 夜間・早朝加算	基本単価の25% ／1回	夜間（午後6時～午後10時） 早朝（午前6時～午前8時）に訪問看護を行った場合
<input type="checkbox"/> 深夜加算	基本単価の50% ／1回	深夜（午後10時～午前6時）に訪問看護を行った場合
<input type="checkbox"/> 複数名訪問加算 （Ⅰ）	254単位／1回	複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
	402単位／1回	複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合
<input type="checkbox"/> 複数名訪問加算 （Ⅱ）	201単位／1回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
	317単位／1回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合
長時間訪問看護加算	300単位／1回	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算 Ⅰ	600単位／1月	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にあり、看護業務負担の負担軽減対応をしている場合 *看護師以外の相談窓口あり、マニュアル等で対応。最終的には看護師が対応する。
<input type="checkbox"/> 特別管理加算（Ⅰ）	500単位／1月	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合
<input type="checkbox"/> 特別管理加算（Ⅱ）	250単位／1月	
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算	2500単位 ／1月	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合
<input type="checkbox"/> 初回加算 1	350単位 ／1月	新規利用において退院、退所当日の訪問を行った場合
<input type="checkbox"/> 初回加算 2	300単位 ／1月	新規利用時、または過去3ヶ月間に利用がない場合 退院日翌日
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	600単位 ／1回	病院等に入院入所している者が、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合

□看護・介護職員連携強化加算	250単位/1月	訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時の対応について助言を行い、訪問介護員等と同行し業務の実施状況を確認した場合、又は安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合
□口腔機能連携加算	50単位/1月	利用者様の口腔の状態の確認を行うことで歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を行う場合

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。

#### 医療保険ご利用の場合

特別指示書期間及び疾病等により医療保険適応になる方に限ります。  
お客様のご負担は所得、保険種別により異なります。

#### 料金目安

訪問看護基本療養費Ⅰ	週3回まで5550円	週4回以降6500円
------------	------------	------------

訪問看護管理療養費月の初日7670円 2日目以降3000円

訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊中の算定 8500円
------------	--------------

※入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回に限り算定されます。

病状によって以下の金額が加算されます。

加算の種類	金額	要件
□夜間・早朝加算	2100円	夜間（午後6時～午後10時）、早朝（午前6時～午前8時）に訪問看護を行った場合
□深夜加算	4200円	深夜（午後10時～午前6時）に訪問看護を行った場合
□長時間訪問看護加算	5200円	病状により、1時間30分以上の訪問看護を行った場合
□緊急時訪問看護加算	14日まで2650円 15日以降2000円	緊急時の訪問を行った場合
□24時間対応体制加算	6800円	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある。 * 看護師以外の相談窓口あり、マニュアル等に対応。最終的には看護師が対応する。
□特別管理加（Ⅰ）	5000円	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合
□特別管理加（Ⅱ）	2500円	
□ターミナルケア療養費	①25000円 ②10000円	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合
□情報提供療養費	1500円	疾病により市町村への情報提供を行った場合
□退院時共同指導加算	8000円	病院等に入院入所している者が、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合

<input type="checkbox"/> 退院支援指導加算	6000円 長時間 8400円	厚生労働大臣が定める疾患で退院するにあたり病院等からの退院日に療養上必要な指導を行った場合
<input type="checkbox"/> 訪問看護医療DX情報活用加算	50円	看護師等（准看護師を除く）がオンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う場合
<input type="checkbox"/> 在宅患者連携指導加算	3000円	訪問診療を実施している医療機関（医師、薬剤師）との情報共有とともに療養上必要な指導を行った場合
<input type="checkbox"/> 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	3000円	主治医の求めにより居宅介護事業者ともご自宅でカンファレンスに参加し共同で療養上必要な指導を行った場合（月2回まで）

#### 精神科訪問看護

#### 精神科訪問看護療養費

精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	週3日目まで 30分以上5550円 30分未満4250円	週4日目まで 30分以上6550円 30分未満5100円
精神科訪問看護 基本療養費Ⅲ	週3日目まで 30分以上2780円 30分未満2130円	週4日目まで 30分以上3280円 30分未満2550円

病状により以下の金額が加算されます。

<input type="checkbox"/> 長時間精神科訪問看護加算	5200円	病状により、1時間30分以上の訪問看護を行った場合
<input type="checkbox"/> 精神科緊急時訪問看護加算	2650円	緊急時の訪問を行った場合
<input type="checkbox"/> 精神科複数回訪問加算	1日2回目4500円 1日3回以上 8000円	医師の指示により複数回訪問した場合

#### 保険対象外

<input type="checkbox"/> 衛生材料費等	全額お客様負担
<input type="checkbox"/> 訪問範囲を超えるお宅への交通費	通常地域を超えた地点から1キロメートル増すごとに10円ずつ加算します。 高速道路料金がかかる場合は別途徴収する場合があります。
<input type="checkbox"/> 死後の処置料	15000円

※その他加算や保険外料金は医療保険での訪問看護に準じます。

※利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

※その他の費用・・・サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、ご利用者負担となります。

当事業所がご利用者に対するサービス提供を行う日程は以下の通りです。

- 毎週  隔週  その他 ( )
- 月曜日 ( : ) から 分
- 火曜日 ( : ) から 分
- 水曜日 ( : ) から 分
- 木曜日 ( : ) から 分
- 金曜日 ( : ) から 分

リハビリ中心の場合	看護師訪問
<input type="checkbox"/> 1回/月	<input type="checkbox"/> 3カ月/月

追記事項
------

#### V キャンセル料

キャンセルする場合は前日までに連絡をお願いします。

ご利用者の都合により、サービスを中止する場合は次のキャンセル料が発生します。

何ら申し出なく、ご利用者の都合での当日キャンセル	サービス利用料金の1割
--------------------------	-------------

#### VI 支払方法

利用実績に基づいて、1カ月ごとにサービス料金を請求し、お客様は原則として当事業所の指定する期日に口座引き落としもしくは現金支払い、口座振り込みにより支払うものとします。

- 口座引き落としを希望  現金支払いを希望  口座振り込みを希望

#### VII 緊急時の対応

- サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関居宅介護支援事業者等に連絡します。
- 必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行います。
- 救急車及びご家族の車、タクシー等にて病院搬送の際に搬送先の病院等に等事業所職員が同伴することはできません。

#### VIII 虐待防止のための措置に関する事項

- 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
  - (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

#### IX 事故発生時の対応

- ご利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、状況により市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として下記保険に加入しております。
- 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
保障の概要	身体障害、財物損壊、人権侵害、管理受託物、初期対応費用、被害者治療費等

## X 苦情相談窓口

- 当事業所が提供するサービスに関する要望、苦情相談等は遠慮なく下記までご連絡ください

連絡先

TEL052-211-9886 FAX 052-211-9887

担当者 長谷川 幸恵

- サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てることができます。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 052-959-3087

愛知県国民健康保険団体連合会 052-971-4165

## XI 秘密の保持と個人情報の保護について

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- 使用にあたっての注意事項

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

- 訪問看護リハビリほっとステーション及びその従業者はご利用者、ご家族の個人情報を以下に掲げるサービス提供のために必要な範囲のみで使用します。それ以外で使用する場合は必ずご利用者の了承を得ることとします。

- ① 居宅サービス計画及び看護計画の立案、作成、変更に必要な場合。
- ② サービス担当者会議、そのほか介護支援専門員等との連絡体制における、情報共有及び連絡調整を行う場合。
- ③ 主治医及び連携する病院の相談員等との連絡体制における、情報共有及び連絡調整を行う場合。
- ④ お客様の容態の急変に伴い、ご親族・医療機関及び行政機関等に緊急連絡をする場合。
- ⑤ 行政機関から指導又は等調査を受ける場合。
- ⑥ サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による評価を受ける場合。

### (2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、ご利用者から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者のご家族の個人情報についても、同意を得ない限りサービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

## XII そのほか留意事項

- ① 契約で定められた業務以外の事項を当従業者に依頼することはできません。  
主治医の指示等によりサービス提供を行うことから、求められたサービスを提供できない場合があります。
- ② ご利用者の身体状況を全スタッフで把握し、総括的なサポート体制を完備するため、原則専任スタッフのみで訪問することはできません。
- ③ ご利用者に円滑であり適正なサービス提供をおこなうにあたり訪問するスタッフの専任及び変更は当事業所で行うこととします。
- ④ 訪問予定時間は交通事情等により15分ほどズレが生ずる場合があります。状況により、ご利用者へご連絡させていただきます。

⑤天災等やむを得ない事情により、当日訪問を中止させていただく場合があります。その場合はご連絡させていただきます。また、その他の事情により当日訪問中止となった場合は訪問日を切り替える等の措置を講じ、ご利用者の同意を得て行うものとします。

⑥訪問の際には貴重品等は一切お預かりはできません。また、トラブル回避のため現金、貴重品は目につかない場所や金庫等に保管ください。

説明確認欄

説明日 令和 年 月 日

訪問看護重要事項内容、サービスの提供開始、個人情報の使用等について文書で説明をしました。

〒456-0071 名古屋市熱田区明野町15-25 ハイツ八千代102号  
電話：052-211-9886 FAX：052-211-9887  
訪問看護リハビリほっとステーション

説明者 長谷川 幸恵 印

訪問看護重要事項内容、サービスの提供開始、個人情報の使用等について文書で説明を受け、同意をしました。

ご利用者

住所

氏名 印

ご家族（続柄）

後見人・代理人（続柄）

住所

氏名 印